

寒川町介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (保険料率) 第6条 (略) 2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,130円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>23,130円</u>」とあるのは、「<u>37,010円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>23,130円</u>」とあるのは、「<u>44,720円</u>」と読み替えるものとする。 ～ 略 ～	～ 略 ～ (保険料率) 第6条 (略) 2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,510円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>18,510円</u>」とあるのは、「<u>30,840円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>18,510円</u>」とあるのは、「<u>43,180円</u>」と読み替えるものとする。 ～ 略 ～ <u>附 則</u> (施行期日) 1 <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条第2項から第4項まで及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。</u> (経過措置) 2 <u>令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u>